

新領域創成科学研究科公式ソーシャルメディア運用ガイドライン(v2)

令和3年3月15日制定

東京大学大学院新領域創成科学研究科
広報委員会

(目的)

第1条 本ガイドラインは、東京大学広報室がまとめた「ソーシャルメディア運用ガイドライン(2019年2月21日制定)」に基づき、新領域創成科学研究科公式ソーシャルメディア(以下「公式ソーシャルメディア」という)を運用するための準則を定めることを目的とする。

(ソーシャルメディアの運用)

第2条 新領域創成科学研究科(以下「研究科」という)は、本ガイドラインに従って公式ソーシャルメディアの運用を行う。運用に関する作業は、研究科広報委員会(以下「委員会」という)の指示に従い、研究科広報室(以下「広報室」という)が行うものとする。運用に際し、判断が必要となった場合は、委員会が審議し、対処を広報室に指示するものとする。

(ガイドラインの基本的考え方)

第3条 本ガイドラインは、公式ソーシャルメディアのアカウント管理をより安全、かつ、円滑に行うために、次の心構えを持つことを基本方針とする。

- (1) 良識ある発言を心がけ、情報発信にあたっては慎重かつ正確であることを旨とする。
- (2) 法令等に違反すること又は違反するおそれのあること、公序良俗に反すること、他者を誹謗中傷することなど、東京大学のイメージ又はその構成員に損害を与えるような投稿が発信されないようにする。

(アカウント作成)

第4条 公式ソーシャルメディアのアカウント作成は次の準則に従って行われるものとする。

- (1) 新規アカウントを作成する場合は、統一性を保つため、UTokyo_GSFSやgsfs_UTokyoなどアカウント名に「UTokyo」ならびに「GSFS」(小文字可)を入れる。
- (2) アカウント登録用のメールアドレスは大学のメールアドレス(u-tokyo.ac.jp)とする。ここで、複数人が確認できるよう、メーリングリストのアドレスを用いることを推奨する。
- (3) 投稿内容をより公正に審査し、かつ、アカウントが使用不可能な状況となることを防ぐため、アカウントの管理者権限を広報室が指名する2名以上の複数名に与える。
- (4) パスワードは、所属などの固有名詞から推測可能であることや、解読ソフトなどで割り出されることがないように、安全性が高く、セキュリティが強いものに設定しなければならない。パスワードは管理者以外に流出しないよう厳密に管理しなければならない。止むを得ずパスワードを文書で保管する場合は、鍵のかかる机や金庫で保管するなど安全な方法で管理しなければならない。管理者が変わる場合は必ずパスワードを変更しなければならない。
- (5) プライベートメッセージでのコメントやメッセージのやりとりを防ぐため、アカウントのプロフィール欄に、「本アカウントに関するお問い合わせは、研究科ホームページ(<https://www.k.u-tokyo.ac.jp/renewal/sidebar/contact.html>)からお願いします」と記載すること。

- (6) アカウントを作成したら、広報室は本部広報課へ、部署名、アカウントへのリンク、管理者の連絡先などを明記した上でメールにてその旨を報告する。また、東大本部サイトの「ソーシャルメディアアカウント一覧」へアカウントの掲載を希望する場合は、その旨を申し出る。
- (7) 広報室は、ソーシャルメディアアカウントの認知度が上げ、かつ、なりすましアカウントを防ぐ対策として、研究科のホームページ内に「ソーシャルメディアアカウント一覧」ページを作成し、アカウントへのリンクを掲載する。
- (8) 研究科の専攻は、あらかじめ広報室に連絡の上、研究科公式アカウントにシェアを行うことができる。

(投稿内容の事前確認)

第5条 公式ソーシャルメディアでの公開に先立ち、広報室は次の準則に従って投稿内容の確認行うものとする。

- (1) 広報室は投稿予定内容を事前に確認し、ガイドラインに従っていることが確認されたもののみに対して投稿の承認を与える。
- (2) 「シェア・リツイート・いいね・フォロー」については、本学と関係のあると判断されたアカウントによるもの、もしくは本学と関係のあると判断された記事内容に関するものについてのみ許可する。
- (3) Facebookにおいて、宣伝や不自然なリンク、不適切な画像などがついているコメントや、不正・違法な行為を促すコメントは非表示とする。

(禁止事項)

第6条 公式ソーシャルメディアにおいて、以下の行為は禁止とする。

- (1) 学生および教職員の個人情報を許可なく投稿してはならない。
- (2) 東京大学、およびその部局等における教育や研究を通じて知り得た機密情報や、意思決定の過程にある未公開情報は投稿してはならない。
- (3) ユーザーの発言、投稿に対する返信やコメントを行ってはならない。
- (4) プライベートメッセージに対して返信を行ってはならない。
- (5) 大学の名誉を著しく損ねているアカウントのフォローや、そのような投稿に対して「リツイート・いいね」をしてはならない。また、大学と全く関係ない投稿に対して「いいね」をすることや、大学と全く関係ないアカウントをフォローしてはならない。

(本ガイドラインの改廃)

第7条 本ガイドラインの改廃は、広報委員会の承認を得なければならない。

附 則

(施行日)

このガイドラインは、令和3年3月15日から施行する。